

## 事業用地等サポート実施手順

①土地所有者は、市内に有する土地に企業等の立地を希望する場合は、希望する土地の所在、地目、面積等が確認できる書類（※）を持参し、商工観光課に相談する。

※ 例）固定資産税納税通知書、固定資産課税台帳（名寄帳）写しなど

②市は、①の申出があったときは、内容を審査し、必要に応じ調査を行い、適当と認めるときは、企業立地等サポート申請書を受理し、企業立地等サポート登録通知を土地所有者に通知する。

※適当と認められない場合

1. 所有者でないと判断された場合
2. 法令等の関係で企業立地等ができないと思われる場合
3. 申請者又はこれに準じる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める「指定暴力団」若しくは「指定暴力団連合」の構成員

③市は、土地所有者から申請を受けた事業用地等情報について、富里市内遊休地等情報一覧表（台帳）に登録するとともに、本人の同意を得た場合は、市ホームページ等で公開する。

※登録期間は登録があった日から、2年とします。引き続き企業誘致サポート登録を継続する場合は、市に継続の申出を行ってください。

④市は、入手した情報を本人の同意を得た場合は協会と情報を共有し、企業等から具体的な照会があった場合には、土地所有者を紹介する。

なお、具体的な事業用地等の交渉は、土地所有者が企業等と行う。

※市は、情報を提供するのみで、物件の推奨、仲介、斡旋の行為を一切行いません。物件の売買・賃借に関する交渉及び契約などに関しては、市は関与しませんので、当事者間で行ってください。

※市は、土地所有者申請により得た情報を、土地所有者の許可なく第三者に提供し、又は企業立地サポートの目的以外の趣旨で使用しません。

※サポート制度の運用の中で発生した疑義やトラブルについては、それぞれ（市、土地所有者、企業、協会）の業務の責任において解決することとなります。

※契約が成立した場合は、土地所有者は市へ報告をしてください。